

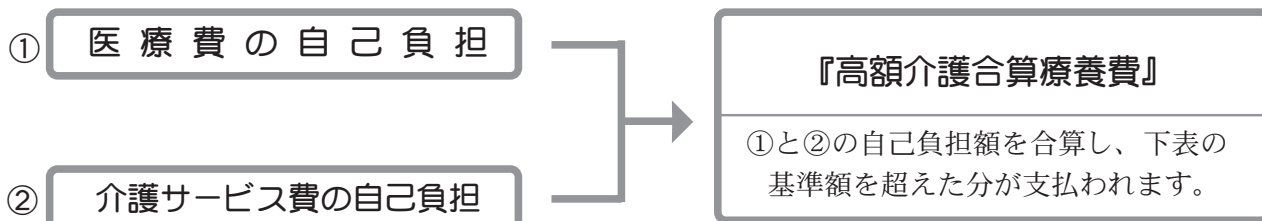
# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## 高額介護合算療養費の制度と申請手続きについて

### ■高額介護合算療養費

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の加入者が、「①病院にかかったとき」と「②介護サービスを利用したとき」の1年分の自己負担額の合計が表の基準額を超えた場合は、「③超えた額が高額介護合算療養費」として支給されますが、役場への申請が必要となります。



役場の窓口へ申請が必要です

1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日

負担割合	区 分		自己負担額の合計の基準額
3割	現役並み所得者		67万円
1割	一般		56万円
	住民税非課税世帯	区分Ⅰ	19万円
		区分Ⅱ	31万円
・後期高齢者医療制度または介護保険制度の自己負担のいずれかが0円の場合は対象となりません。 ・支給額が500円未満の場合は支給されません。			

#### 【申請手続き】

平成21年度分（平成21年8月1日から平成22年7月31日まで）の期間について支給の対象となる方には、12月以降に申請のご案内をします。

#### 問合せ

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011 - 290 - 5601  
〒060 - 0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階  
安平町健康福祉課保険医療室国保・医療グループ ☎ 011 - 4555